

茨木市産業活性化プロジェクト促進事業 審査基準及び配点表

◆配点

5点:優れている 4点:やや優れている 3点:普通程度 2点:やや劣っている 1点:劣っている
 ※ 配点が10点の項目については、得点を2倍する

◆審査項目と審査基準

	審査項目	審査基準	配点
1	◆事業内容	・本事業の趣旨に沿って実施される事業内容であるか	10
2		・事業実施にあたっての課題、目標が明確にされているか	5
3	◆公益性	・市民や市内事業者に広く役立つ事業であるか	5
4		・市民等のニーズがある事業であるか	5
5	◆計画性、実現可能性	・実現可能な推進体制が整っているか	10
6		・資金調達の計画は妥当であるか	5
7		・事業実施のスケジュールは無理なく計画されているか	5
8	◆新規性、革新性、独創性	・新規または従来の取組に追加・拡充して実施される事業であるか	5
9		・他にない独創性・創意に富んだものであるか	5
10	◆継続性、発展性	・将来の継続可能性に配慮した計画となっているか	10
11		・補助期間終了後も事業が継続できるような財源の確保や支援が見込まれるか	5
12		・今後、成長や発展が期待できる事業であるか	10
13	◆地域活性化への波及効果	・知名度向上や話題性など、地域活性化につながる事業であるか	10
14		・事業者の販路拡大など、市内産業の振興や地域経済の活性化につながる事業であるか	10
			合計点数
			100